30	緊急時に開放できる清潔な貨物区域に積載すること。袋に収納された肥料又は非開放型のコンテナ又は自動車等に肥料が収納されている場合には、緊急時に貨物へ自由に接近でき、機械通風換気により、分解により発生したガス又は臭気を排出できること。
31	貨物は、高熱となりやすい配管及び機関室隔壁等から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。
32	甲板上積載をする場合は、においを吸着する物質から水平距離で6m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、においを吸着する物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。
33	非開放型のコンテナ若しくは自動車等に収納されている場合又は非開放型の箱に収納されている場合は、「E」とすることができる。
35	当該危険物が収納されたコンテナ又は自動車等は、直射日光を避け熱源から3m以上離して積載すること。当該コンテナ又は自動車等に収納されている危険物は、適切な空気循環が行われるように収納すること。
36	パレット等に収納したものを開放型のコンテナ又は自動車等に収納する場合には、「B」とすること。
41	表層通風換気を行うこと。
43	適切な温度管理の下に運送すること。
44	清潔であって緊急時に開放できる貨物区域に積載する場合には、「A」とすることができる。
45	廃エアゾールの場合には、「C」とする。
46	廃エアゾールにあっては、居住区域から離れた場所に積載するとともに、発火源となる設備及び熱源から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。
47	甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。なお当該装置は、防爆型の機械通風装置でなければならない。
48	温度が低く通風が良好な場所に積載すること。
49	BK3に収納して運送する場合には、甲板下に積載すること。
SP122	備考1(3)の表の管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をすること。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては、温度管理をすることを要しない。
SP194	備考1(2)の表の管理温度の欄及び非常温度の欄に掲げる温度で温度管理をすること。ただし、当該欄が空欄の場合にあっては温度管理をすることを要しない。
SP281	濡れている場合、湿っている場合又は油で汚染されている場合は、船舶に積載しないこと。
SP294	正味質量が25kg以下の場合には、第14条の4の規定を適用しない。
SP300	船積み前の当該危険物の温度が、35℃又は周囲の気温より5℃高い温度を超えている場合は、船舶に積載しないこと。
SP314	日光の直射を受けず、通風が良好な場所であって、かつ、熱源から水平距離で3m以上離れた場所に積載すること。
SP907	船積み前に28日以上空気にさらすこと。ただし、国連番号が1374の魚粉に限る。
SP910	イ　コンテナのくん蒸に際しては、国際海事機関の「船舶における穀虫殺菌剤類の安全な使用に関する勧告」に従うこと ロ　船舶に積載された状態でくん蒸を開始しないこと
SP926	船積み前に1ヶ月以上空気にさらすこと。ただし、水分含有率が5質量%以下である国連番号が1363のコプラにあっては、この限りでない。

注 1　少量危険物又は微量危険物にあっては、積載方法の欄に「B」、「C」、「D」又は「E」とあるのは「A」と読み替えるものとし、備考7の他の規定は適用しない。

2　空の容器（毒性高圧ガス、少量危険物又は微量危険物の運送又は貯蔵に使用されたものを除く。）にあっては、積載方法の欄に「B」又は「C」とあるのは「A」と読み替えるものとし、「D」とあるのは「E」と読み替えるものとする。ただし、この読替えにおいて空の容器（毒性高圧ガス、少量危険物又は微量危険物の運送又は貯蔵に使用されたものを除く。）を甲板下積載する場合（積載方法の欄に「B」とあるのを「A」と読み替えた場合であって旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船に積載する場合を除く。）にあっては、機械通風装置により換気を行うこと。

3　ハッチカバーを有しない船倉であって、規則別表第1のコンテナ貨物区域に適用される防火等の措置が講じられている船倉又はその鉛直上方には、甲板下積載をすることができる危険物（コンテナに収納された危険物を含む。）を積載することができる。

4　意義の欄中「－」が掲げられている船舶による運送は、規則第7条第2項により禁止されている。

備考 8　隔離の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意義
1	塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有する火薬類(4)と水平距離で3m以上離して積載すること。
2	別表第14に定める隔離基準においては、酸化性物質として他の危険物から隔離することとし、甲板上積載をする場合には、可燃性物質(1)、酸化性物質(2)及び放射性物質等から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
3	鉛及びその化合物から水平距離で3m以上離して積載すること。
5	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物、酸類、シアン化物、過酸化水素及び液体の有機物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
6	甲板上積載をする場合には、塩素から水平距離で6m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には、塩素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
7	甲板上積載をする場合には、臭素及び塩素から水平距離で6m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
9	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から高圧ガスに代えて酸化性物質として隔離することとし、甲板上積載をする場合には、放射性物質等から水平距離で6m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
10	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から等級が2.3の高圧ガスに代えて等級が2.1の高圧ガスとして隔離することとし、水反応可燃性物質(3)と水平距離で3m以上離して積載すること。
11	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から高圧ガスに代えて有害性物質として隔離することとし、甲板上積載をする場合には、火薬類(4)（等級が1.4のものを除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
12	可燃性物質(1)及び腐食性物質(5)から水平距離で3m以上離して積載すること。
13	酸類から水平距離で3m以上離して積載すること。
14	甲板上積載をする場合には、金属粉末から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、金属粉末と同一の船倉又は区画に積載しないこと。
15	酸類及びアルカリ類から水平距離で3m以上離して積載すること。
16	甲板上積載をする場合には、水銀及びその化合物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
17	甲板上積載をする場合には、酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸類と同一の船倉又は区画に積載しないこと。
18	液体のハロゲン化炭化水素から水平距離で3m以上離して積載すること。
19	甲板上積載をする場合には、酸化性物質(2)、酸類、アルカリ類及び酸化鉄から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
20	引火性液体類(6)並びに重金属類及びその化合物から水平距離で3m以上離して積載すること。
21	甲板上積載をする場合には、引火性液体類(6)及び酸化性物質(2)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
22	甲板上積載をする場合には、引火性液体類(6)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。